

# 日本行政書士会連合会 申請取次行政書士 の届出に関する審査基準

## I 申請取次行政書士の届出受付基準

次のいずれにも該当する場合は、届出を交付するものとする。

- 一 届出を申し出た者が所属単位会の会員であること。
- 二 日本行政書士会連合会申請取次行政書士管理委員会が指定する研修を受講済みであること。
- 三 日本行政書士会連合会が定める届出申請に関する必要書類の全てを所属単位会に提出していること。
- 四 前号に掲げる必要書類のうち「誓約書」(様式)における次のイからニまでの事項を誓約していること。
  - イ 許可を受けさせることを目的として、資料の内容が偽りであると知りながら提出しないこと。
  - ロ 申請内容に係る虚偽の説明を行わないこと。
  - ハ 申請人又は入管法上の代理人から直接依頼を受けることなく、第三者を介して依頼を受けた申請を取次がないこと。
  - ニ 届出後、IIに規定する届出受付拒否基準に該当した場合は、直ちに届出済証明書を経済局を所屬単位会を通じ地方入国管理局長に返還すること。

## II 申請取次行政書士の届出受付拒否基準

次のいずれかに該当する場合は届出の交付を拒否するものとする。

- 一 申請取次行政書士の届出受付基準第四号に規定する誓約事項に違反したことがあること。ただし、これらの誓約事項に違反した時から三年を経過した場合はこの限りではない。
- 二 外国人の入国・在留申請に関し、都道府県知事による戒告又は所属単位会長による会員権停止処分若しくは廃業勧告処分を受けたことがあること。ただし、これらの処分の時から三年を経過した場合はこの限りではない。

三 外国人の入国・在留申請に関し、都道府県知事による業務禁止又は業務停止処分を受けたことがあること。ただし、当該処分の時から五年を経過した場合はこの限りではない。

四 外国人の入国・在留申請に関し、刑事裁判で有罪判決を受けたことがある場合。ただし、刑の言渡しが効力を失っている場合において、当該有罪判決の原因となった犯罪の時点で届出済行政書士でなかった者について、委員会において、申請取次業務に関し不正行為を行うおそれがないと認めるとき、又は当該有罪判決の原因となった犯罪の時点で届出済行政書士であった者について、刑の言渡しが効力を失ってから五年を経過し、かつ委員会において、申請取次業務に関し不正行為を行うおそれがないと認めるときは、この限りでない。

五 行政書士法及び関係法令並びに本会会則、規則等に違反したことが判明した場合。

## III 申請取次資格の喪失基準

日本行政書士会連合会より行政書士の登録を取消され、又は登録を抹消された場合は、申請取次資格を喪失するものとする。

## IV 申請取次業務の禁止勧告基準

届出済行政書士が、外国人の入国・在留申請に関し、刑事裁判で有罪判決を受けた場合、委員会は、三年以内の期間を定めて申請取次業務の禁止を勧告するものとする。ただし、刑の言渡しが効力を失っている場合はこの限りでない。

2 届出済行政書士が、Vに規定する申請取次業務の是正勧告を受けたにもかかわらず、相当の期間内にその是正をしない場合には、委員会は、三年以内の期間を定めて申請取次業務の禁止を勧告するものとする。

## V 申請取次業務の是正勧告基準

次のいずれかに該当する場合は、申請取次業務の是正を勧告するものとする。

- 一 届出有効期間内に届出者等の外国人の入国・在留申請に関し不正行為等があった場合。

二 その他届出有効期間内に申請取次行政書士たるにふさわしくない非行があった場合。

請求（異議の申立て）を行わない場合、又は審査請求（異議の申立て）に理由がないと裁決された場合。

## VI 届出済証明書の返納基準

次のいずれかに該当する場合は、届出済証明書を返納するものとする。

一 行政書士法第 16 条の 5（行政書士の入会及び退会）第 3 項に該当するに至った場合。

二 行政書士法第 14 条（行政書士に対する懲戒）第二号及び第三号の規定による業務停止、又は業務禁止の処分を受けた場合。

三 届出後、Ⅱに規定する届出受付拒否基準に該当するに至った場合。

四 申請取次業務の禁止を勧告された者が、日本行政書士会連合会に対して審査

## VII その他

当基準の施行日において、既に単位会独自の処分に関する定めがある場合は、基準の運用に当たって当該単位会の基準を最大限尊重する。

### 附 則

（施行期日）

この基準は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成 30 年 11 月 14 日から施行するものとする。

# 誓 約 書

平成 年 月 日

\_\_\_\_\_ 行政書士会会長 殿

行政書士証票登録番号

事務所名称

事務所所在地

氏 名 (職印)

私は、\_\_\_\_\_行政書士会会員として、行政書士法及び関係法令並びに本会会則、規則等とともに、入管法施行規則に定める申請取次（以下、「申請取次」という。）に係る下記の事項について遵守承諾し、申請取次制度の適正かつ円滑な運営に協力することを誓約します。

違背した場合には、厳正なる処分を受けても異議はありません。

## 記

1. 許可を受けさせることを目的として、資料の内容が偽りであると知りながら提出しないこと。
2. 申請内容に係る虚偽の説明を行わないこと。
3. 申請人又は入管法上の代理人から直接依頼を受けることなく、第三者を介して依頼を受けた申請を取次がないこと。
4. 届出済証明書有効期間内に、前各項のいずれかに違背し、貴会から申請取次に係る処分を受けた場合、その旨を地方入国管理局長に通知されること。
5. 届出後、受付拒否事由に該当した場合は、直ちに届出済証明書を単位会を通じ当該地方入国管理局長に返納すること。

(注)行政書士法人の社員の場合は、所属する事務所（当該事務所が従たる事務所である場合にはその旨）の名称及び所在地を記入、使用人たる行政書士の場合は、主として勤務する事務所の名称及び所在地を記入すること。  
なお、文中、「入管法」とは、出入国管理及び難民認定法をさす。